

令和8年度 事業計画（案）

1. 基本方針

所有者不明土地を解消するため、相続登記の義務化及び相続土地国庫帰属制度が実施され、さらには民法改正による共有制度等の見直し、そして解消の終止符と期待される住所等変更登記が令和8年4月1日より義務化されます。

従前より、土地を測量調査しようとするときには隣接地所有者と連絡がとれないことがありましたが、近年はとくにその傾向が強くなっているように感じます。土地の境界については、隣接者との協議が必要なケースも多々あり、このように連絡がとれない状況では、境界の決定に支障が生じることもあります。

住所変更登記の義務化は、私たち土地家屋調査士にとっても、業務を効率的かつ円滑に進めるための切り札になると期待しています。この制度を皆様に周知させるため、函館地方法務局及び司法書士会と力を合わせていきます。

1. 重点施策

総務部	I. 会員指導 II. 会員親睦のレクリエーションの開催
財務部	I. 土地家屋調査士国民年金基金の推進 II. 会計確認の実施
業務部	I. 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡 II. 業務改善に関する事項
研修部	I. CPD運用に伴う研修及び勉強会の積極的な実施 II. 連合会から配信のeラーニングコンテンツの積極的な活用 III. 他部署との連携による研修会の実施及び支援
広報部	I. 会報「いさり火」の発行 II. 土地家屋調査士のPR III. 函館地区士業連絡協議会への積極的参加、協力
土地境界問題相談センター 函館	I. 空地・空家問題と相続登記を背景とした境界問題の研究 II. 他会境界問題相談センターとの情報交換 III. 筆界特定制度との連携 IV. 法テラスとの連携